

「上田市の自治の基本原則等を定める条例」中間報告タウンミーティング実施状況

(1) 開催状況

自治基本条例(仮称)の策定に向け、条例検討委員会がまとめた「中間報告」について、広く市民の意見を聴取し、「最終報告」への反映のため、市内11会場でタウンミーティングを開催しました。また、まちづくり団体等の要請により、出前講座を実施し、意見を聴取しました。

「中間報告」タウンミーティング					
	会場	実施日	参加人数	委員参加数	計
1	武石公民館	6月24日(木)午後7時~	25	6	31
2	中央公民館	6月30日(水)午後7時~	17	9	26
3	真田中央公民館	7月2日(金)午後7時~	25	7	32
4	上田創造館	7月4日(日)午後1時~	6	7	13
5	城南公民館	7月6日(火)午後7時30分~	8	10	18
6	中央公民館	7月7日(水)午前10時~	16	9	25
7	丸子文化会館	7月9日(金)午後7時30分~	32	11	43
8	上野が丘公民館	7月13日(火)午後7時30分~	30	8	38
9	西部公民館	7月14日(水)午後7時30分~	20	6	36
10	塩田公民館	7月20日(火)午後7時30分~	82	8	90
11	川西公民館	7月30日(金)午後7時30分~	22	8	30
小計		11会場	283		
出前講座					
	団体名	実施日	参加人数	委員参加数	計
1	舞田まちづくりの会	6月15日(火)午後7時~	13	10	23
小計		1会場	13		

(2) 会場意見集約

大分類：条例に関すること

No	中分類	小分類	意見
1	条例全般	検討委員会	検討委は、どのような経緯で設置されたのか。また、市民の代表というが、それぞれどんな団体等に所属しているのか。地域性は反映されているのか。男女比率、年齢構成等はどうか。(舞田、中央、創造館)

2			自治会に所属していない委員に自治会を名乗ってほしくない(P 3 9 の名簿について)。(塩田)	
3	条例全般	条例全般	自治基本条例は、既存の条例を再検討したものか。たたき台としての素案等があったのか。(舞田、中央1、真田、丸子)	
4			最終報告はいつ提出するのか。また、条例はいつ施行されるのか。早く施行し、実行に移せるようにしてほしい。(舞田、丸子、塩田)	
5			タウンミーティングで出された意見は、最終報告に反映されるのか。(中央、真田)	
6			自治会長宛てにタウンミーティング開催の案内通知が届いたが、なぜか。(中央)	
7			行政が開催する懇談会等は、毎回、決まった顔ぶれである。集客にもっと工夫が必要。自治会長だけでなく、その他役員等の参加も積極的に進めるべき。また、広く市民に周知させるためには、239自治会に出向いて、説明会を開くべき。(丸子、塩田)	
8		条例全般	条例全般	そもそも何のために自治基本条例を設置するのか。他の市町村では、同条例は作られているのか。条例を制定することと、地域内分権を推進することの関連性がわからない。(舞田、武石、中央、塩田)
9				どのような専門家にアドバイスをもらい、また、どのような内容を検討してきたのか。(中央)
10				条例は、最終的には市が作るものだ。(中央)
11				人口減少や少子高齢化に対する具体的な解決策を明記してほしい。(舞田、中央)
12				市民に条例をどのように実行させるのか。条例を守らない人への罰則規定を盛り込んでほしい。(舞田、武石、中央、上野)
13				条例どおりまちづくりが行われるかどうか、チェックする仕組みが必要。(川西)
14				自然環境に配慮したまちづくりを盛り込んでほしい。(舞田)
15				地域の個性に配慮したまちづくりができるようなルールにしてほしい。分権型社会を目指す明確な文言を盛り込むべき。(舞田、武石、創造館、丸子、塩田、川西)
16				他市町村でも使えるような教科書的な条文で、「上田らしさ」が感じられない。外国人登録者数の多い上田で、外国人の参政権を先進的に取り入れてはどうか。(丸子、川西)
17				「検討委員会の考え方」に条文の意図があるとのことだが、重要なのは条文そのものであり、条文に具体的な内容を規定してほしい。(中央、丸子)
18				市民憲章、総合計画、自治基本条例のそれぞれの関係性を、市民に分かりや

			すいよう、明確に示してほしい。(城南、上野)
19			自治基本条例は、福祉や教育の分野にどのような影響を及ぼすのか。(中央)
20			市民は、納税し、行政や議会に自治を信託してきた。条例制定後、市民は、責任と自覚と実行を果たさなければならなくなり、市民の負担ばかりが増えるように思えるが、そうならないでほしい。高齢者への負担を軽減してほしい。(武石、丸子)
21			市の複雑化した組織を、簡略化するよう具体的な文言を盛り込むべきだ。(中央)
22			多文化共生を明示してほしい。(丸子)
23			検討する中で、行政や自治会の実態をどのように調査し、把握してきたのか。(中央)
24			「家」が根本であることを、明確に位置づけ、何をどう実践したら良いか明文化しなければならない。(上野)
25			できるだけ平易な文言にすべきだ。子どもにも理解できるようにしてほしい。(上野、西部、塩田)
26			まちづくりの担い手である市民、自治会、地域協議会について、具体的な規定がない。これら担い手にどうなってほしいのか、明示すべき。(西部、塩田)
27			意味のわかりにくい用語には、解説(脚注)をつけてほしい。(塩田)
28			市民の立場に立った条例ということを、もっと明確に打ち出したほうがよい。(塩田)
29			表現だけでなく、実質的に市民・議会・市が対等な関係になるようにしてもらいたい。(川西)
30			安心・安全なまち、住んでいて希望のもてるまちとしての上田のビジョンを示してほしい。(塩田)
31			住民の自治意識を高める内容の条文にしなければならない。これでは不十分(自治会の位置づけが必要)。(塩田)
32			市民・住民の立場が受動的な表現で、不満を感じる。(川西)
33		市民周知	市民参加の方法を具体的に示してほしい。この条文の内容では敷居が高くて、参加しにくい。(塩田)
34			未来の上田を担う子どもたちに、自治基本条例を知ってもらう必要がある。子どもたちへどのように周知させるのか。また、一般市民へは誰が、どのように周知するのか。(舞田、武石、創造館)
35		地域協議会	市長の諮問機関であり、唯一行政に提言できる地域協議会について、条文に規定されていないが特別な理由はあるのか。地域協議会は、現在、機能しているとは言いがたい。上田市の自治を推進する上で、重要な機関であり、何

			らかの形で位置づけが必要ではないか。(創造館、丸子、川西)
36	地域協議会		地域協議会について追加検討しているそうだが、最終報告提出まで間に合わないのではないか。時間的制約がある中で、祭文化は望めないのではないか。(創造館)
37	自治会		自治会には個別の規範・規定があり、これまでそれに従ってまちづくりを行ってきた。新たに条例を設置しなければ、まちづくりができないと思わない。(中央)
38			自治会の構成員だけでは、地域のまちづくりをしにくい状況になりつつある。自治会と企業が協力してまちづくりを行うことを条例で謳ってほしい。(中央)
39	他市町村との連携		今後、広域性に関わる問題が生じた際、近隣町村との連携が必要となることを考えると、他市町村との整合性が図られた条例を検討すべきだ。例えば、住民投票について、上田市は18歳以上、他市は20歳以上では、問題がある。(丸子)
40	前文	前文	上田の歴史は、真田氏以外にも評価すべきものがある。なかでも、近現代の社会・文化の特色をしっかりと位置づけてほしい。(舞田、創造館)
41			タイトル「前文」にルビがない。「私」は、「わたし」ではなく、「わたくし」のほうがよい。(中央)
42			「...地域社会の形成の実現...」の「形成」はいらない。(西部)
43			平和主義を謳ってほしい。(塩田)
44			「信幸」ではなく、「信之」が正しい。
45	1章	原則	「協働」というのは、高齢者にも負担を押し付けることか。(武石)
46	総則	定義	条文に定義されている「市民」と「住民」と、日常使う「市民」と「住民」の意味が逆で、わかりにくい。「市民」の意味が曖昧だ。「住民」は、「住民投票」にしか使われていないのに、あえて定義する必要はない。条文全体で「市民」の使われ方が多義的だ。(舞田、真田、創造館、中央、塩田)
47			「定義」の節があるのに、さらに条文中に定義があるのはおかしい(第5章地域コミュニティ)。(塩田)
48			「住民」というのは上田市に住民票がある人のことか。
49	2章 条例の位置づけ・ 見直し	位置づけ	「最高規範」とあるが、上位法規である憲法、法律に抵触しないか。県には、最高規範性のある県条例はあるのか。他市町村における自治基本条例の進捗状況を教えてほしい。(中央、創造館、丸子)
50		見直し	せっかく策定したのだから、半永久的に使える条例にすべきで、初めから見直し規定を盛り込まなくてもいいのではないか。また、市長が代わるたびに、見直す必要もないのではないか。(真田)
51			この条例が制定された以降において、過去に制定された条例が最高規範性に

			反すると考えられる場合は、無効を主張しても良いのか。(中央)
52	3章 市民	市民の権利	日本国憲法は、国民の権利を保障し、国家の不当な介入を防いでいる。この条例でも、上田市民の権利を保障した内容となっている。(中央)
53		市民の責務	市民には、この条例に従う責務があることを明確に位置づけるべき。条例に反しない行動をしているかどうか、自己点検できる仕組みを作ってほしい。(塩田)
54			市民への負担の内容が、過酷過ぎないか。(川西)
55	4章 情報共有	情報共有の原則	今まで、行政と市民・企業等との会議が開かれても、内容について公開されてこなかった。HPだけでも、早急に会議録の公開が必要だ。(丸子)
56			情報の「質」が問題。市・議会は、正確な情報を提供しなければならない。(塩田)
57			プライバシー保護を理由に、市にとって都合のいい情報しか公開されないのではないか。(川西)
58		会議公開	全ての会議を公開するのか。(舞田)
59		説明責任	「市民」が「市民」に説明するということがよくわからない。(武石)
60	5章 住民参加・協働	参加	「住民参加」ではなく、より広い意味の「市民参加」ではないか。(中央)
61			市民の要望・意見を市政に反映させるシステムを作ってほしい。(中央、創造館、城南)
62		住民投票	なぜ、上田市の外国人登録者に選挙権を与えないのか。(武石、創造館、丸子)
63			
64			16歳以上でも、一部の社会的責任を負っている。選挙権を認める年齢は18歳以上で決定なのか。最終報告で、年齢制限を変更する意志はないか。問題の内容によっては、18歳以下の投票も考慮すべきだ。(中央、上野、川西)
65			細目は「別に定める条例に規定する」とあるが、投票内容が正しいか、正しくないか審査できる仕組みを作ってほしい。(武石)
66		住民投票	地方自治法に直接請求権等の法律が既にあるが、なぜ改めて住民投票を盛り込む必要があるのか。(城南、丸子)
67			「請求権者」とは、どんな意味か。(上野)
68			「住民の福祉に関わる重要事項」とあるが、「福祉」の意味がわかりにくい。(塩田)
69			投票結果の尊重義務を、市長・議会はできるだけ重く捉えるよう文言を工夫してほしい。(塩田)

70		地域コミュニティ	自治会は、任意団体だから明文化できないというが、現状は市から様々な仕事を押し付けられている。自治会加入率が減少する中で、会の運営を維持するために、自治会への参加を義務化すべきだ。自治会は、今まで地域のまちづくりを実践してきたわけで、わざわざ「参加・協働」を謳う必要はない。あえて、条例を策定するならば、自治会を尊重する内容を盛り込むべきだ。(舞田、中央、真田、創造館、丸子、上野、西部、塩田、川西)
71			コミュニティを地縁・テーマ・地域に分類せず、それぞれ個別的な支援のあり方を規定したほうが良い。(武石、上野)
72			(3) 地域コミュニティには「支援します」とあり、(4) 自発的な協働体の設立には「支援することができます」とあるが、文言の違いにどのような意図があるのか。(中央)
73			地域コミュニティが具体的にどのように地域の課題を解決できるのか、その仕組みを明記してほしい。(川西)
74	6章 議会・議員	議会・議員	議員にとって余計な項目ではないか。議会が否決すれば、条例も廃案されることを考えれば、削除すべき項目ではないか。(創造館)
75		議会	立法機能を果たすための具体的な仕組みは想定されているのか。(中央)
76		議員	議員活動をどのように活性化させるのか条文化しないと意味がない。(中央)
77	7章 執行機関	執行機関	地方自治法に規定されているのに、改めて規定する必要はあるのか。(中央)
78		市長	市長の役割を謳っていることはありがたい。(武石)
79		市長の役割と責務	市民の意見を、国政に届ける責務を盛り込んでほしい。(塩田)
80			市長の役割・責務を細かく規定しすぎてはいないか。自由な市政運営の妨げになる恐れがある。(塩田)
81		総合計画	総合計画と自治基本条例の違いがわからない。
82			地域内分権を盛り込んだ総合計画の意義を尊重し、条文に盛り込むべきだ。(武石、丸子)
83			総合計画を、市民協働で策定すると謳っているが、次回の策定から実施できるのか。(丸子)
84		附属機関	透明性のある委員選考、機関運営をしてほしい。(舞田)
85	財政運営	市民は、市の財政運営について余り知らないので、条例で詳しく謳う必要があるのではないか。(武石)	